

## 答 申

### 第1 当審査会の結論

市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書公開請求に対する公開を拒否する処分（令和3年1月8日付け岐阜市保生第581号。以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

審査請求の趣旨及びその理由の要旨は、審査請求書及び反論書並びに口頭での意見陳述によれば、おおむね次のとおりである。

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求人が令和2年12月28日付けで行った公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）に対し、実施機関が公開を拒否することとした本件処分の全部を取り消し、本件処分の対象となる公文書（以下「本件対象公文書」という。）を公開することを求める。

#### 2 審査請求の理由の要旨

本件公開請求に係る公文書公開請求書に記載された特定の個人による多頭飼育は、飼育能力を超えたものであり、ネグレクトによる動物虐待として動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第44条の規定に抵触する。また、同法第7条第1項の規定「動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない」に抵触する人の健康等に被害が及ぶものである。

本件対象公文書に記載された情報は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号。以下「条例」という。）第6条の3の規定に該当せず、条例第6条第1項第2号ただし書イに規定する「人の生命、健康、生活、財産又は環境を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当する。

審査請求人は、本件処分に係る特定の個人が多頭飼育を行っていることは知っているし、ある程度公になっている事実であるから、本件対象公文書を公開すべきである。

### 第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明及びその理由の要旨は、弁明書によれば、おおむね次のとおりである。

#### 1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

#### 2 弁明の理由の要旨

(1) 本件対象公文書は、特定の個人に関し、実施機関が行った多頭飼育に係る立入検査の経緯や指導の内容等が記録された文書である。

(2) 本件公開請求は、個人を特定したものであるため、本件対象公文書の

存否を明らかにすることは、特定の個人が多頭飼育に係る指導を受けたという事実の有無を明らかにする結果を生じさせるものである。特定の個人が多頭飼育に係る指導を受けたという事実の有無は、条例第6条第1項第2号の「個人に関する情報で特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもののうち通常他人に知られたくないもの」に該当し、同号ただし書ア及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

- (3) 審査請求人は、本件対象公文書が「人の生命、健康、生活、財産又は環境を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」（条例第6条第1項第2号ただし書イ）に該当することを理由として本件処分の取消しを求めている（審査請求書2及び5参照）。

しかし、条例第6条第1項第2号ただし書イの規定の趣旨は、当該情報を非公開とすることにより保護される特定の個人の利益と公開とすることにより保護される「人の生命、健康、生活又は財産」とを比較衡量して、後者が前者に優越するときには、公開を義務付けるものである。

審査請求人が求める本件対象公文書に係る知りたい内容は、特定の個人宅における特定の個人が多頭飼育に対する適正飼育の指導についての情報であり、当該情報について、人の生命、健康、生活又は財産を保護する利益が優越し、何人にも公開することが必要であるとすべき事情は認められないから、同号ただし書イに該当しない。

- (4) また、条例第6条の3の規定における公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで「特定の個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められるとき」とは、特定の個人に係る公文書の存在を認めただけで、特定の個人が識別され得る情報のうち通常他人に知られたくない情報が明らかとなり、個人のプライバシーが侵害されるような場合をいうものと解するのが相当である」とされており（札幌地裁平成16年12月22日判決）、本件対象公文書の存在を認めただけで、特定の個人が多頭飼育に係る指導を受けたという情報が明らかとなり、個人のプライバシーが侵害されることが認められる。

したがって、本件対象公文書が存在しているか否かを答えることは、条例第6条の3に規定する「特定の個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められるとき」に該当する。

- (5) よって、本件処分については、条例第6条の3の規定に基づき、本件公開請求を拒否する旨の決定をした。
- (6) 以上から、本件処分は、適法かつ妥当である。

#### 第4 当審査会の判断

##### 1 条例第6条の3の該当性

- (1) 条例第6条第1項第2号において、実施機関は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。以下同じ。）で特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもののうち通常他人に知られたく

ないと認められるもの（同号アからウまでに掲げる情報を除く。以下「非公開情報」という。）が記録されている文書については、公開を拒むことができる」とされている。

- (2) そして、条例第6条の3は、公開請求に係る「公文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなる場合」で、「特定の個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められるとき」に限り、実施機関は、公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができるとしている。
- (3) この公開請求に係る「公文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなる場合」で、「特定の個人の生命、身体又は名誉が侵害されると認められるとき」とは、「特定の個人に係る公文書の存在を認めただけで、特定の個人が識別されうる情報のうち通常他人に知られたくない情報が明らかとなり、個人のプライバシーが侵害されるような場合をいうものと解するのが相当である」とされている（札幌地裁平成16年12月22日判決参照）。
- (4) これを本件について見るに、審査請求人は本件公開請求において「特定の個人に関し、実施機関が行った多頭飼育に係る立入検査の経緯や指導の内容等が記録された文書」を本件対象公文書として公開請求しているが、本件対象公文書の存否が明らかになれば、当該個人に対する多頭飼育に係る指導の有無（以下「本件情報」という。）が明らかとなることが認められる。

そして、本件情報は、個人に関する情報で特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもののうち通常他人に知られたくないと認められるものであるから、非公開情報（条例第6条第1項第2号）に該当し、これが公開されることにより、当該個人のプライバシーが侵害されることは明白である。

- (5) また、審査請求人は、本件情報は条例第6条第1項第2号ただし書イに規定する「人の生命、健康、生活、財産又は環境を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当することから、本件対象公文書を開示するよう主張する。

この条例第6条第1項第2号ただし書イは、人の生命、健康、生活、財産又は環境を保護するために設けられた規定であり、非開示にすることにより保護される利益と開示することにより保護される利益を比較衡量し、後者が前者に優越するときには、その公開を義務付ける規定であると解される。

これを本件について見るに、仮に審査請求人が主張するような多頭飼育が行われており、そのことに起因して周辺住民の生命や健康に被害が生じている等すれば、開示することにより保護される利益を観念することもできるが、本件ではそのような利益を具体的に観念することができない。そうである以上、開示することにより保護される利益と非開示に

することにより保護される利益を比較衡量したとしても、後者が前者に優越することはない。

この点に関連し、審査請求人は自らの健康被害を主張する。しかし、審査請求人の主張を前提とする限り、当該健康被害は特定個人宅の中で発生した被害にとどまること、また、当該健康被害は自らの意思で特定個人宅における危険に接近した結果、生じたものとして捉えられることからすると、そのような健康被害を防ぐことを目的にして非開示情報を開示しなければならないとはいえない。

したがって、本件情報は「人の生命、健康、生活、財産又は環境を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」には該当しない。

(6) 以上から、条例第6条の3の規定により本件対象公文書の存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否したことは、妥当である。

2 その他、審査請求人は縷々主張するが、いずれも当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

### 3 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

## 第5 審査会までの審査経緯等

令和2年	12月28日	公文書公開請求
令和3年	1月 8日	実施機関による公開拒否決定
	1月18日	審査請求
	2月 3日	実施機関による弁明
	3月 3日	審査請求人による反論書の提出
	3月30日	審査庁による口頭意見陳述の実施
	4月26日	実施機関による諮問
	5月21日	審査会の審議
	7月 2日	審査会の審議
	7月26日	審査会の審議及び答申

## 岐阜市情報公開・個人情報保護審査会

会長	土	田	伸	也
委員	松	久	高	利
	寺	本	和	佳子
	三	谷		晋
	南		圭	一